

狩猟免許新規取得者に補助金を交付しています

対象者 ● 町内に住所を有し、町内猟友会への入会および美郷町鳥獣被害対策実施隊員として積極的に有害鳥獣の捕獲等に従事することに同意できる方

申請方法 ● 取得した狩猟免許証の写しや取得に要した経費の領収書等を添えて申請してください。

補助金額 ● 【第一種銃猟免許・わな猟免許】

免許取得に掛かる経費および猟銃所持許可取得に掛かる経費の3分の2以内の額
(上限額7万円)

その他詳細は町農政課までお問い合わせください。

令和3年度狩猟免許試験のお知らせ

令和3年度の狩猟免許試験が右記の日程で開催されます。また、町では狩猟免許を新たに取得する方に対して上記の補助金を交付しますので、ぜひご検討ください。

試験日	会場
6月13日(日)	秋田市：秋田県森林学習交流館
7月24日(土)	北秋田市：北秋田市交流センター
9月18日(土)	大仙市：秋田県立農業科学館
12月5日(日)	秋田市：秋田県森林学習交流館

試験についてのお問い合わせ ● 秋田県仙北地域振興局 農林部 森づくり推進課 ☎0187(63)6113
一般社団法人 秋田県猟友会 ☎018(883)1607

ツキノワグマと出会わないために普段から注意しましょう

ツキノワグマの活動が活発化する季節となり、活動範囲の広がりとともに餌を求めて人里へ出没する可能性が高くなります。少しでも出没や遭遇の機会を減らすため、以下に注意してください。

■ツキノワグマを誘引しやすいものの管理を確実に行いましょう

ツキノワグマのエサとなるものや、興味を引くようなものを放置しないようにしましょう。

- ・ 廃棄農作物や生ごみ、ガソリン等の油脂類は屋外に長時間放置しない
- ・ 放棄された果樹は伐採する
- ・ 果実は放置せず収穫して不要な分は廃棄農作物として確実に廃棄する

■山ではツキノワグマに自分の存在を知らせるなどの対策をとりましょう

山ではツキノワグマを寄せ付けないための対策をとりましょう。

- ・ グマ除け鈴や携帯ラジオなどを持参する
- ・ 取りすぎた山菜や食べ残しなどのごみを放置しない

■ツキノワグマが好む場所を作らないようにしましょう

ツキノワグマは人目をさけて移動する習性があるので、かくれやすい場所をなくしましょう。

- ・ ヤブ化した土地の刈り払いを行う
- ・ 森林の下刈りを行う



■グマによるスモモ倒木被害の様子

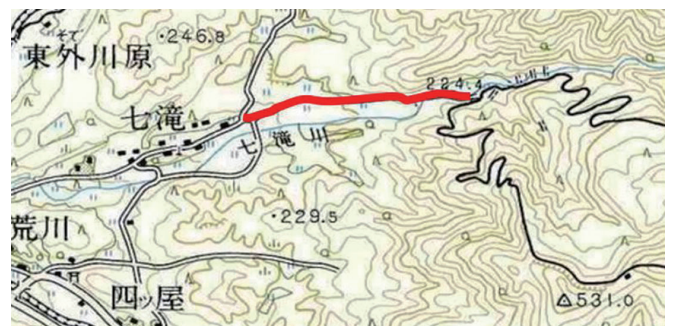
林道七滝山線工事の工事車両の通行にご協力ください

町道七滝・女神線を 工事車両が通行します

6月下旬から3月にかけて、林道七滝山線工事のため町道七滝・女神線を工事車両が通行する予定です。

付近の皆さまには大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

■工事車両が通行する区間



問 町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908

「美郷ブランド作物栽培勉強会 ～『美郷雪華』の定植から栽培管理まで～」を開催します

町では、令和3年度から美郷雪華（白色ラベンダー）、レンコン、セリを美郷ブランド作物として推進していて、それぞれ栽培勉強会を開催する予定です。第1回目として美郷雪華の栽培勉強会を開催します。

開催日 ● 6月22日(火)
集合時間 ● 午後1時
集合場所 ● 美郷町役場第2庁舎玄関前
 ※参加者が揃い次第、勉強会会場に移動します。
対象者 ● 『美郷雪華』を栽培し、将来的に出荷・販売したいと考えている農業者

興味をお持ちの方は、6月15日(火)までお申し込みください

申・問 町農政課 農業振興班 ☎0187(84)4908

農業委員会

農業者年金を受給している皆さんへ 現況届の提出は6月30日(水)までです

農業者年金を受給している方は、引き続き年金を受給するために「農業者年金受給権者現況届」を6月30日(水)までに提出する必要があります。現況届の用紙は5月中に農業者年金基金から受給者あてに郵送されていますので、忘れずに提出してください。

提出先 ● 町農業委員会事務局(美郷町役場第2庁舎1階)
 六郷出張所(美郷町学友館内)
 仙南出張所(美郷町公民館内)

日・月曜日、祝日は各出張所の休館日となっていますのでご注意ください

問 町農業委員会事務局 ☎0187(84)4913

教育推進課

就学や教育に関する相談会を開催します

お子さんの発達や行動などに関して、心配していることはありませんか。就学や教育に関する相談会を次のとおり開催しますので、お気軽にご相談ください。なお、相談を希望される場合は、下記までお申し込みください。

日時 ● 7月21日(水) 午前10時～午後3時
会場 ● 美郷町南ふれあい館(飯詰字北中島)
申込期限 ● 7月7日(水)

その他 ● ・お子さんの来場はご遠慮ください。
 ・お申し込みされた方で、相談会当日に発熱や倦怠感等の症状がある場合は事前にご連絡ください。
 ・相談時間は30分程度です。

申・問 町教育委員会 教育推進課 ☎0187(84)4914

意見はがき

〒019-1590 秋田県仙北郡美郷町上崎乙170番地10
 美郷町役場 総務課 秘書広報班

〒019-1590 秋田県仙北郡美郷町上崎乙170番地10
 美郷町役場 総務課 秘書広報班

差出人			
住所			
氏名	性別	男	女
電話番号	年齢		

●このはがきで、町政に関するご質問・ご要望、ご意見、お祝い、お礼などのメッセージ、広報活動に関するご意見などをお寄せください。
 ●郵送の受付は、町政課・広報課・総務課の受付窓口となります。お申し込みの際は、お申し込みの旨をお知らせください。



「ご意見はがき」をご利用ください

町では、町民の皆さまの町政に対するご意見やご要望をお聞きするため、行政座談会「やまびこ座談会」の開催やご意見箱「みさとミミーちゃん」の設置、ホームページから町へのメールなど、さまざまな広聴活動を行っています。これらの一環として、広報美郷へ年3回(6月、10月、2月)、「ご意見はがき」を折り込んでいます。「ご意見はがき」で寄せられたご意見等に対し、町からの回答が必要な場合は、差出人氏名、住所等をご記入ください。なお、こちらのはがきは、ご意見だけでなく、文芸美郷への応募等にも利用できますのでぜひご活用ください。

問 ● 町総務課 秘書広報班 ☎0187(84)1111